

2022年（令和4年）7月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

児童虐待の防止及び支援対象児童等の支援に関することに係る個人情報  
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知  
の省略について（答申）

2022年（令和4年）6月21日付けで諮問（第1139号）された児童虐  
待の防止及び支援対象児童等の支援に関することに係る個人情報を目的外に提供  
すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり  
答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以  
下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外  
に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供す  
ることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に  
提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的  
理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視（以下、「警察」という。）か  
ら、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査のため、子ども家庭課で  
保有する児童及び家族の個人情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければ  
ならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委  
ねられている場合に該当するため、警察に子ども家庭課が保有している個  
人情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、  
藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する資料

(ア) 「児童記録票」の写し

受理年月日、種別、ランク、児童名、性別、住所、所属、連絡先、相談経路、家族構成、続柄、家族の氏名・性別・生年月日・年齢、原因、主訴、情報提供者、処理と関係機関

(イ) 「個別ケース検討会議の会議録」の写し

児童氏名、性別、生年月日、所属、会議日時、会議場所、主体、実施内容、関係機関名、関係機関が確認できた情報・相談の経過等、検討内容、関係機関ごとの支援内容と期限を設けた役割分担

(ウ) 「ケース記録」の写し

児童氏名、関係機関との情報交換

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る依頼は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくもので、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」となっており、必要な資料の請求権を認めたものがあるが、その照会に応じなければならぬ拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警察によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の死亡した児童の関係者である。他の関係機関から提出された資料と整合性を図るため提供をお願いしたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、児童虐待の防止及び支援対象児童等の支援に関する事務に係る個人情報であり、ほかに代替手段が想定し難いものである。

また死亡した児童についての捜査に協力することにより、事実関係や死亡原因を明らかにし、必要に応じた再発防止策の検討に資するものと考ええる。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講

じるように伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを警察に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められることから、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 児童記録票（書式）

ウ 個別ケース検討会議の会議録（書式）

エ ケース記録（書式）

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、次のように述べている。

捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の死亡した児童の関係者である。他の関係機関から提出された資料と整合性を図るため提供をお願いしたい。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、児童虐待の防止及び支援対象児童等の支援に関する事務に関する個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視に確認した、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上